

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 26 日

横浜市 長 林 文 子

横浜市条例第85号

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「又は別表第2の2」を「、別表第2の2」に改め、「地域ケアプラザをいう。以下同じ。）の同条例第4条第1項各号に掲げる業務」の次に「又は別表第2の3の左欄に掲げる地区センターの前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる地区センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公会堂（横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）第1条に規定する公会堂をいう。以下同じ。）の同条例第5条第1項各号に掲げる業務」を加え、同条第6項中「又は横浜市地域ケアプラザ条例第4条第4項」を「、横浜市地域ケアプラザ条例第4条第4項又は横浜市公会堂条例第5条第4項」に、「又は地域ケアプラザ」を「、地域ケアプラザ又は公会堂」に改める。

別表第1の2の表中

「

横浜市戸部コミュニティハウス
----------------

を

」

「

横浜市浅間コミュニティハウス
----------------

に、

横浜市戸部コミュニティハウス
----------------

」

「

横浜市青葉台コミュニティハウス
-----------------

を

」

「

横浜市青葉台コミュニティハウス
-----------------

に改める。

横浜市荏田西コミュニティハウス
-----------------

」

別表第2の2の次に次の1表を加える。

別表第2の3（第5条第2項）

地区センター	公会堂
横浜市西地区センター	横浜市西公会堂
横浜市戸塚地区センター	横浜市戸塚公会堂

別表第3 横浜市西区地区センター指定管理者選定委員会の項中「横浜市西区地区センター指定管理者選定委員会」を「横浜市西区地区センター及び横浜市西公会堂指定管理者選定委員会」に改め、「所在する地区センター」の次に「及び横浜市西公会堂」を加え、同表横浜市戸塚区地区センター指定管理者選定委員会の項中「横浜市戸塚区地区センター指定管理者選定委員会」を「横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定委員会」に改め、「所在する地区センター」の次に「及び横浜市戸塚公会堂」を加える。

#### 附 則

##### ( 施行 期 日 )

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第5条第2項及び第6項の改正規定並びに別表第2の2の次に1表を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

##### ( 準 備 行 為 )

- 2 この条例による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市浅間コミュニティハウス及び横浜市荏田西コミュニティハウスを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市西地区センター及び横浜市戸塚地区センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、当該改正規定の施行前においても行うことができる。